

障害児通所支援利用に係る手続き

① 相談・申請

市や相談支援事業所に相談。サービスが必要な場合は、市に申請します。

② 訪問調査

市の職員等が訪問し、障がいの状況についての調査を行います。

③ サービス等利用計画案

相談支援事業所により「サービス利用計画案」を作成し、市に提出します。

④ 支給決定・受給者証発行

サービス利用計画案等を参考に、サービス内容や支給量を決定し、受給者証を交付します。

⑤ 事業所と契約

受給者証の交付後、サービスを利用する事業所と利用に当たっての契約を結びます。

⑥ サービス利用開始

受給者証を事業所に提示して、サービスを利用します。※サービス期限は最大1年間で、期限到来前に更新手続きが必要です。